

經濟論叢

第136卷 第4号

大野英二教授記念號

献 辞	山 田 浩 之	
J. ハーバーマスにおける批判的社会理論の 倫理的基盤	平 井 俊 彦	1
競争・独占・独占禁止法	越 後 和 典	22
1932年のアネッリ提言をめぐる覚書	丸 山 優	39
19世紀末ドイツのオリエント認識	杉 原 達	60
第一次大戦期ドイツにおける住宅政策の展開	後 藤 俊 明	80
日中戦争前中国安徽省における茶統制政策	川 井 悟	111
リッカートとランプレヒト論争	奥 田 隆 男	130
中世イングランドの铸貨	本 山 美 彦	149

大野英二 教授 略歴・著作目録

昭和60年10月

京 都 大 学 經 濟 學 會

日中戦争前中国安徽省における茶統制政策

— 祁紅運銷委員会設立案の分析 —

川 井 悟

I はじめに

1930年代、中国の茶業は深刻な不振状態をむかえていた。18世紀までは茶といえは中国というほどに有名であった中国の茶は、19世紀なかば以後、インド、セイロン、ジャワそれに日本での生産と輸出が発展するにつれて急激に減少しはじめた。20世紀に入るとこの傾向はいよいよ強まった。それに加えて、1930年代には、世界不況の影響によって中国茶の輸出はさらに困難になっていた。

1930年代の中国は、日本の本格的な軍事侵略がはじまり、それに対する中国人の抵抗運動がますます激しくなっていく時期であるとともに、世界的な不況が中国に影響を及ぼし、当時の中央政府であった南京国民政府が、対日抗戦力準備や工業化のための産業基盤整備、それに世界不況の波及に対して中国産業の救済、といった目的をもって、経済建設を行なった時期でもある。とりわけ、1931年に成立し、1933年に改組された全国経済委員会の行なった経済建設活動は、それまでの中国の中央政府や地方政府の建設活動には見られない新しい質をもっていた¹⁾。綿麦借款から活動資金を得た全国経済委員会は、1934年3月、来たるべき1934年度の事業計画を決定したが、この計画中で、茶業の復興が綿業や製糸業の復興とならんでとりあげられ、委員会は安徽省祁門の茶業改良場への補助等6.4万元を支出することにした²⁾のであった。そして、1936年には、

1) 全国経済委員会の成立および改組時の組織機構、委員会の事業計画、などから見た委員会の性格については、拙稿、全国経済委員会の成立とその改組をめぐる考察、「東洋史研究」第40巻第4号、昭和57年3月、を参照のこと。

2) 中支建設資料整備事務局編訳部「編訳彙報第8編・全国経済委員会会議紀要（第4集）」昭ノ

この時補助を受けた祁門茶業改良場の技術者および改良場の上位官庁である安徽省政府から、祁門紅茶の統制政策が提案され実施されるに至る。本稿は、この祁門紅茶の統制政策を考察の対象とするものである。

祁門紅茶の統制政策については、施克剛の見解³⁾が代表的なものである。彼によれば、この統制政策は、名目上は省政府によって行なわれてはいるものの、実は遊休資金の運用に悩む銀行勢力が農村に有利な投資先を見つけようとして行なったものである。そのために、それまで祁門紅茶の流通過程を牛耳ってきた上海の茶棧（茶問屋）を流通過程から排除し、省政府の一機関である運銷（運輸販売）委員会が運輸販売を一手に引き受ける、また、茶棧が行なってきた茶号（茶製造業者）への金融も銀行がそれにとってかわることになった。ところが、茶棧の反撃に委員会はもろくも屈して、外国商人への売りこみには茶棧代表を採用することで妥協をはかったのである。結局、この政策では、わずかに紅茶の流通において運銷委員会が茶棧にとってかわり、運輸手段が船から自動車と汽車に、金融機関が茶棧から銀行に変化したことを除けば、中国茶輸出が外国商人によって独占されている状態、および、直接生産者である農民が流通過程で茶号の搾取を受けている構造にはなんら変化がなかったのである。これが、施克剛による茶統制政策批判の論点であった。

本稿の課題は、茶統制政策が行なわれた同時代に生き、直接生産者である農民の救済や中国の半植民地型経済構造の改革といった観点から政策を鋭く批判した施克剛の観点到反論することではない。事からは、いまでは歴史的エピソードになっている。本稿は、この事件をもう一度掘り起こして、現在の時点から、統制政策を行なおうとした運銷委員会はいかなる性格の存在であったのか、

、和15年、43ページ。

3) 施克剛、反帝反封建の半幕劇、「中国農村」第2巻第6期、1936年6月。同、皖贛茶業統制的検討、中国農村研究会編「中国農村動態」1937年。邦訳、安徽及び江西における政府の茶取引統制、杉木俊朗監訳「中国農村問題」昭和15年。日本では、土井章、支那に於ける公債政策転換と遊休資本による経済的变化、「満鉄調査月報」第16巻第10号、昭和11年10月、大上末広、支那資本主義と南京政府の統一政策、五、「満州評論」第12巻第17号、昭和12年5月、天野元之助「中国農業の諸問題、下」昭和28年、173-174ページ、の各氏がこの統制政策に言及しているが、観点、資料とも施克剛論文に依拠している。

その統制政策の実行はいかなる歴史的性格をもっているのか、を再検討しようとするものである。

II 祁門紅茶の改良・救済政策の提起

輸出品として重要な茶の生産改良の試みは、中華民国になって以後、茶生産地において少しずつなされてきた。輸出向けの紅茶生産地として名高い安徽省祁門に改良機関が設けられたのは1915年のことである。当時の中央政府である北京政府農商部は祁門南郷平里村に農商部安徽模範茶場を設けたのであった。この試験場は1928年4月、安徽省立第二模範茶廠とかわり、内戦のため幾度か閉鎖され、また名称を変えつつ存続し、茶園において茶樹栽培研究を行ってきた⁴⁾。1934年3月、全国經濟委員会第二次委員会議において補助が決定されると、9月、祁門茶業改良場と改称し、全国經濟委員会代表2人、国民政府実業部代表3人、安徽省政府代表3人から成る祁門茶業改良場委員会がその運営にあたることになった。改良場では、技術主任でもある場長の下、数名の技術者が茶樹の栽培や茶の製造における技術的改良に従事していた⁵⁾。こうして祁門茶業改良場は中国有数の茶業改良機関となり、そこには茶の技術専門家が集められていたのである。

全国經濟委員会がいかなる経緯で、茶業復興をその事業計画に組み入れたのか、その詳細は不明である。もちろん、中国経済にとって茶輸出が重要であること、そしてその茶輸出が世界不況下で減少しつつあること、その救済が早急に求められていることは認識されていた⁶⁾。そして、茶業復興が全国經濟委員会の事業計画中に入れられるに至ったことには、全国經濟委員会の改組前の1932年10月、国際連盟派遣の顧問、イタリア人ドラゴニ (Carlo Dragoni) が

4)5) 中文建設資料整備事務所編訳部「編訳彙報第67編・祁門紅茶の生産及び運銷」昭和16年、135-137ページ。原著は、南京金陵大学農学院農業経済系が中国農民銀行の委託を受けて行なった「豫鄂皖贛四省農村經濟調査報告第10号・祁門紅茶之生産製造及運銷」1936年、である。以下では、「祁門紅茶」と略称する。

6) 中文建設資料整備事務所編訳部「編訳彙報第8編・全国經濟委員会會議紀要（第4集）」昭和15年、43ページ。

來華して報告した「茶の販売問題研究報告」⁷⁾が与って力があつたものと思われる。この報告書は、中国茶の産地と産額、輸出貿易の減少傾向を概観したあと、中国茶が競争に敗れる原因として次のような説明をする。すなわち、農家にせよ茶製造業者にせよ小規模で、資力も知識も不十分である。そのために品質が不統一で輸出に不利となる。また交通が不便で運輸コストが高く、流通機構の複雑なことが、全体にコストを押し上げている。商人による投機行為も問題である。したがって改良策は、栽培と製造の方法を改善し、他方で流通面で改革を行なうことである。具体的には試験場を設立して試験研究を行ない、奨励や強制によって改善された栽培方法や製造方法を普及させる。学校の設立、専門人材の招聘、合作社の設立、品質検査等の方法も有効であろう。流通面では、農民に合作社を設立させることだが、その他、金融、市場情報、宣伝等も重要である。なによりも一方で技術的改良研究を行ないつつ、他方で国内国外の茶業実況を調査し、改良方策をたてるべきであろう⁸⁾、と。

全国經濟委員会が茶業復興に取りくみ始めた時の認識も、おそらくこの水準をそれほど越えるものではなかったであろう。その証拠に、委員会は、1934年度の茶業復興事業計画として、一方で安徽省祁門茶業改良場（紅茶）への補助と浙江省余姚緑茶試験場の設立を決め、他方で国内国外の茶の生産・販売調査を行なうことにしたのであった。そして、この二つの試験場をはじめ各地の試験研究機関には茶の専門技術者が集められて研究に従事し、また1934年より全国經濟委員会農業処（1934年1月組織条例公布）は主な茶生産地に調査員を派遣して、茶の栽培、製造、取引を詳細に調査させた⁹⁾のである。

調査をまとめ終えた全国經濟委員会農業処は、さらに一步をすすめた。「中国茶を復興させるためにまさに取るべき目標および復興計画の進行順序、それに仕事の実際の連絡について討論するための」¹⁰⁾茶業技術討論会の開催、で

7)8) 「全国經濟委員会報告彙編(第1集)」1933年、67-75ページ。

9) この調査結果は、全国經濟委員会農業処編「中国茶業之經濟調査」1937年、として發表された。邦訳、中支建設資料整備事務所編訳部「編訳彙報第45編・支那茶業の經濟的考察」昭和15年。

10) 全国經濟委員会農業処「茶業技術討論会彙編」1936年、2ページ。以下では、「茶業技術討

ある。1936年2月20日から22日にかけて、南京で行なわれた討論会には41名（政府の茶改良機関代表23名、茶商人代表8名、茶専門家10名、実際の出席者は35名）が参加し、各方面から提出された59件の提案を討議した¹¹⁾。

これら提案は、この時点での、茶業復興政策にかかわっている、あるいはかかわらんとしている、さまざまな社会勢力の問題認識と復興政策に対する考え方を示している。その中で、注目される第1点は、茶の技術専門家たち¹²⁾の認識であり復興政策提案である。茶樹の栽培に関する諸提案を審査した審査第1組の扱った18件の提案中14件を占め、また茶製造に関する諸提案を審査した第2組12件のうち10件を占めた彼らの提案¹³⁾は、まことに専門的かつ技術的である。茶樹の優良品種の普及、茶園の開墾方法、茶樹の栽培方法、茶の摘み方、製造機械の導入、産地ごとの製茶技術の調査と茶の種類の種類、等、まさに技術改良に従事している専門家ならではの提案が並ぶ。ところが、これと対照的に、彼らの茶流通についての提案は、部分的、抽象的、希望的な性格が強い。茶用の統一された秤を作れとか、茶の競売所を設立せよとか、茶にかかる雑税を整理せよとか、外国で宣伝を行なえとか、そのひとつひとつはもったものであるが、ドラゴニが指摘した流通機構の問題認識さえも後退し、中国茶業復興にとって何が問題であるがゆえにどういう政策をとるべきかという体系性に欠け、誰が何をやるかという具体性に欠け、したがって単に要望を述べただけにとどまっている。農民を合作社に組織して、生産方法を改善させようという案¹⁴⁾も出されているが、やはり具体的方法を示していない一般論でしかない。

これに対して、茶商人たちから出された諸提案は、こと流通面については、注目すべき内容をもっている。とりわけ、専門家の資格で出席しながら、実は

「討論会」と略称する。

11) 「茶業技術討論会」4-8、28-30ページ。

12) 茶の技術専門家林家育をはじめとして、全国経済委員会農業処の馮紹襄と劉淦芝、祁門茶業改良場の胡浩川と莊晚芳、江西農學院茶業改良場の方翰周、福建省福安茶業改良場の張天福、湖南茶事試験場の羅遠と劉鳳文、廖兆龍、らを指す。

13) 「茶業技術討論会」4-8ページ。

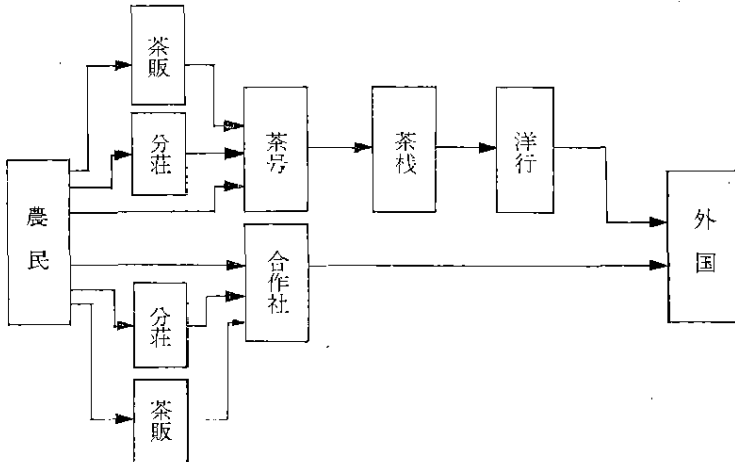
14) 同上38-39ページ。

上海茶棧「忠信昌」の經理（支配人）であった¹⁵⁾陳翹周の提案¹⁶⁾は茶商人，なかんずく，茶棧の利害をもつとも明白に示している。次に彼の提案をみていきたいが，その前に，複雑な茶の流通機構について少し説明を加え，陳が主張する内容をよく理解できるようにしたい。

中国で生産される茶は，種類もたいへん多く，また品質も多岐にわたっている。また，国内消費向けであれ，外国に輸出されるものであれ，生産地から消費地あるいは輸出港までは長大な距離を運ばねばならない。こうしたことから，中国における茶の流通は，独特で複雑な商業機構を発達させてきた。ここでは，外国輸出向けの紅茶生産地である祁門の場合を説明しよう。第1図は，その図解である。

まず，零細な農民によって栽培され摘まれた茶の葉は，農民によって加工され「毛茶」となる。この毛茶は，祁門県内各地にある茶号によってさらに加工

第1図 祁門紅茶流通図



資料「祁門紅茶」71ページ。

15) 前掲「中国茶業之經濟調査」163ページ。邦訳「支那茶業の經濟的考察」193ページ。

16) 茶業生産を改良する案，茶業製造を改良する案，茶業の運輸販売を改良する案。「茶業技術討論会」38，60，74-75ページ。

され「精茶」（または「箱茶」ともいう）になる。図中の「茶販」とは、農民から毛茶を買い集めて茶号に売る商人であり、「分荘」とは茶号が茶の出回り期に村に設ける出張所である。精茶は船で、九江、上海へと運ばれ、上海で外国商人である洋行に売却されるが、九江から先の運輸と販売は上海の茶棧に任されている¹⁷⁾。上海の茶棧とは、上海の洋荘茶棧を指し、歴史的には上海開港とともに出現したものである¹⁸⁾。茶棧は、本来は、中国国内の茶商人と洋行との取引の仲介をなすことによって、千元につき20元（2%）の手数料を得ていたが、とくに祁門紅茶の場合には茶号に対する金融によっても大きな利益を得ていた。すなわち、茶棧は銀行や銭荘から月利1分（1%）で借り入れた資金を、「申票」という手形で資力薄弱な祁門の茶号に月利1分5厘（1.5%）で貸し付けていたのである。申票は、上海において一覽後10日で現金化できる手形であり、これを祁門の茶号は商人に換金してもらい（千元につき20~30元の割引）、商人の手を転々としたのち、最後に上海において兌換される¹⁹⁾。つまり、上海において茶取引に大きな実力をもつ茶棧の信用によって、この手形はたんに茶の流通のみならず、他の商品の取引においても重要な流通手段となっていたのである。祁門の茶号は、その毛茶買い付け資金をほとんどこの茶棧からの貸し付けにたより²⁰⁾、茶棧は洋行への精茶販売代金から、運賃、倉庫料、手続費、さらに不当とも思われるさまざまな控除²¹⁾を行なったのち、手数料と貸付

17) 「祁門紅茶」71-78ページ。

18) 呉覺農・范和鈞「中国茶業問題」1937年、第6章茶業組織問題、松崎方郎訳「支那茶業の機構」昭和15年、21ページ。

19) 「祁門紅茶」50-51、78-87ページ。

20) たとえば、祁門の5つの茶号の調査によると、その1933年の毛茶買い付け額は、50,414.4元。他方、茶棧からの借り入れ額は、41,217.74元であった。（「祁門紅茶」62、65ページ。）ただし、調査においては、茶号は自らの営業の堅実であることを強調するため、自己資本を誇張して報告するから、実際には「借款金額が絶対多数を占めていることは疑いない」（「祁門紅茶」50ページ）。

21) 単にさまざまな名目の費用が控除されるばかりでなく、見本茶の控除（「扣樣」）や重さをはかる時のすりとり（「吃磅」）といった現物の控除もあり、また、洋行による九九五扣息、改装費徴収（「打包」）、その他の手数料も当然のごとく茶販売代金から差し引かれ、これらを合計した販売費用は茶棧による貸付利息も含めて1933年には、精茶1箱（64市斤）あたり4.45元（総費用の7.5%）に達していた。（「祁門紅茶」82-88ページ。）

金の元利合計を減じた金額を茶号に渡して清算したのであった。

ここで、茶棧の存在意義に注意したい。たしかに茶号にしてみれば、茶棧はさまざまな名目で控除を行ない、茶価格の下落からくる損失をすべて茶号以下に転嫁する存在でもあるが、また他面で、洋行との取引慣行に習熟し、茶輸出のための手続きを行なうことによって中国茶の輸出を可能ならしめている存在であったことも忘れてはならない。そしてそのみならず、申票の振り出しによって、たしかに高利ではあるが、茶号に毛茶買い付け資金を融通し、さらにはさまざまな商品流通のための手段を提供していたといえよう。

茶の流通過程における茶棧の意義を前提にして、陳翹周は茶号と茶棧の利害関係の密接なことを述べる。「歴年の茶号の茶棧からの借金は、現在ある茶棧についてみると、約700万円にのぼる。…茶棧はもともと代理人で茶号を設けている者も多い。ゆえに茶号が損をすると茶棧の損失は数十倍数百倍に達する。」²²⁾したがって、中国茶業の危機は、茶号と茶棧の危機であり、それは主として中国茶の生産過程と外国との競争から生じたのである。たとえば、茶樹の栽培について、「栽培はもっとも大切であって…十分にしないとだめになってしまう。…ところが、除草はせず、土はほぐさず自生自滅にまかせていて、施肥についてはいうまでもない」²³⁾。この解決策は、各県長に命じて茶業団体とはかって方法を相談し、農民を勧告指導し、検査し、補助させることであるという²⁴⁾。茶の加工工程についても具体的な作業名をあげ、注意点を列挙する。こうして茶の生産過程に対する問題点は種々述べられているのであるが、それはあくまでも生産者である農民が責任を負うべき問題であり、その解決は地方官庁にゆだねられている。

中国茶業不振のもうひとつの原因は、外国との競争である。それも、生産過程での競争ではなく、流通販売過程での問題である。「ロシア商人が茶を買う場合、イギリスや日本はみな一年の手形決済であるが、わが国は現金取引であ

22) 「茶業技術討論会」74ページ。

23)24) 同上38ページ。

る。そのためロシア商人はインドやセイロンやジャワや日本に大挙して転じ、わが国の利益は失われてしまった。」²⁵⁾したがって、こうした原因から生じる茶業の不振に対しては、「もしも巨額の資金を茶棧に貸し付け、それを各地方の茶号に又貸してできるならば、大いに救済できる。もしも直接に外国へ運送するのなら、かならず大銀行が為替手形を融通すべきである。」²⁶⁾同様に、「運賃を軽減できればたいへんよい。ただ運賃の面だけでなく原価も軽減できる。苛捐雑税はすべてなくすべきである。」²⁷⁾また、「広告もまことに注意すべきであり、まずロンドンから手をつけるべきである。」²⁸⁾「上海、漢口、福州の3港の交易は改めようがない。もっともよいのは、政府が提唱して、若干の祁門紅茶を購入して直接イギリスへ運んでみるか、あるいは会社を組織してロンドンに祁門紅茶の専売商店を設けることである。」²⁹⁾

ここで述べられているのは、茶棧の利害のあからさまな主張である。彼によれば、茶棧は茶号と利害一致して、日本やインド、ジャワの茶に対抗し、中国茶の運命を代表する存在なのである。したがって政府は、苛捐雑税を廃止し、生産技術の未熟な農民を指導し、交通を便利にし、外国への中国茶の宣伝と直接販売に力を入れ、そして銀行を通じて茶棧にこそ融資してその営業を救済すべきなのである。だから、「茶業合作社のある人は、茶棧が箱茶100斤につき20余元も苛酷に取っているから、この旧来の悪いしきたりをやめれば大いに原価を軽減できる」³⁰⁾とか、「外国商人に、茶棧から茶を買わずに直接に合作社から買うと数元安いとそそのかしているが、外国商人は鼻先でせせら笑うばかりであり、対外的に百にひとつも成しえないばかりか、対内的には是非をさかさまにするものである」³¹⁾と、茶棧を流通過程から排除しようとするこころみを激しく非難する。

茶業技術討論会では、陳翊周の提案のうち茶の生産改善に関する提案は、他の提案と合併され、「全国経済委員会は各地重要茶区の省政府と合同し、茶生産中心地で、茶業専門家をを用い、茶業の巡回指導を行ない、茶業行政を行ない、

25)26)27)28)29)30)31) 同上74ページ。

生産改良に関することがらを実施する」として承認された³²⁾。また、あまりにも茶棧の利害を前面に押し出した、運輸販売面の改良に関する提案については、他の提案とともに合併討論され、「茶業金融を援助し、茶業捐税を免除し、茶業を統制し、生産および運輸を改善すること等に関する重要問題は、全国経済委員会と実業部が、全国の各地方政府、金融界、茶業団体、専門家を召集して全国茶業復興会議を挙行し、中国茶業復興の方法を討論する」³³⁾と、いわば先送りすることが決められたのである。

さて、茶の生産技術改善に特徴をもつ技術専門家たちの提案、茶棧の利害を押し出してその救済をもとめるところに特徴をもつ陳翹周の提案に加えるに、討論会ではもうひとつ特徴ある提案が出された。本稿の主題である安徽省祁門茶の統制政策のもとになった「祁紅（祁門紅茶）運銷委員会設立案」である。これについては節を改めて述べよう。

III 祁紅運銷委員会設立案と茶統制政策

祁紅運銷委員会設立案は、安徽省建設庁および祁門茶業改良場代表の劉貽燕と方君強によって提案された。正式には、「祁紅運銷委員会を組織し、茶号への貸し付けを利用して茶を集め、特産物生産に利する案」という。この提案名からでも、だいたいの内容は伺い知られるのであるが、少し立ち入ってこの提案を分析してみよう。

まず、この提案の、茶業不振に対する認識はどうであったのか。提案の「理由」には次のように述べられている。

「考えてみるに、祁紅は中国特産の茶であり、国際貿易上でももとより特別な地位にある。ところが近年来、異常に衰微している。その原因は多くあるが、運輸販売の方法が不適切で茶業金融がうまく回転していないことが実は最大の原因なのである。」³⁴⁾

32) 同上38ページ。

33) 同上73ページ。

34) 同上87ページ。

後に発行された委員会の活動報告書は、いっそう具体的に述べている。

「(祁門紅茶の輸出は) 近年来、日ましに衰微し、…表面からみれば、インド、セイロン、ジャワ、日本などの茶がおこり、われわれの販路を奪ったかのようであるが、その根本原因をつきつめると、実は、農民や茶号が資力薄弱で組織を欠き、中間商人の操縦と搾取と欺瞞にまかされ、とうとう不振状態になって救いようがなくなったのである。」³⁵⁾

ここでいう中間商人が茶棧を指していることは明らかであろう。そして、これに続けて、茶棧による取引仲介と申票での貸し付けによって、茶号は、(1)九江經由で上海に至る船運を強制され、時間がかかって運賃がかさむほか、茶棧によるさまざまな搾取を受ける、(2)船運による事故の発生、(3)中間商人の競争による品質の不統一、(4)容易に毛茶買い入れ資金を得られることによる投機の盛行、が起こるといふ³⁶⁾。つまり、茶業不振の原因は数多くあるが、つきつめると、根本原因は、外国との競争や単なる生産技術の不十分さにあるのではなく、茶棧による搾取が茶号および茶農の資力不足を招き、茶棧による茶号への貸し付けによって、高い運賃、事故の危険、投機をもたらし、その結果、品質の不統一と原価高騰による対外競争力の弱화를招いたとするのである。これは、茶業技術討論会に出された陳翹周の見解とは真向から対立する。

ところで、このような認識は、この提案ではじめて展開されたのではない。たとえば、ともに中国茶の専門家であり、それぞれ実業部上海商品検査局長および祁門茶業改良場の技術者であった呉覺農と胡浩川の共著にかかる「中国茶業復興計画」(1935年)が、同様の分析をすでに行なっていた。この書物は、まず、中国茶業の危機を、(1)生産と販売における問題点、(2)国際貿易の問題点、(3)国内市場の問題点、と大きく分かち、そのうち(1)生産と販売における問題点については、①栽培上の問題点、②茶葉採摘上の問題点、③茶生産上の問題点、④運輸上の問題点、⑤販売上の問題点、とさらに細説する。そこでは、中国の

35) 「皖贛紅茶運銷委員會第一年工作報告」発行年不明、1ページ。以下では、「工作報告」と略称する。

36) 同上1-2ページ。

不振状態をもたらしたあらゆる国内的要因が列挙されているのであるが、注意すべきことは、結論として、茶棧による茶号の束縛（「綁」）、茶号による農民からの取奪（「搶」）、農民による茶樹の取奪（「敵」）という状態の下、茶業は救済しようがない状態にまで至った、といっている³⁷⁾ことである。一見すると、諸原因が羅列されているかのようなようであるが、実は、茶棧による茶号への貸し付けと搾取こそが根本的な原因であり、このために茶号による農民から毛茶買い付け時の欺瞞が生じ、農民による茶樹栽培上のいろいろな問題も生じてくるのだという。そして、インド、セイロン、ジャワ、日本といった外国茶との競争により、国外市場を奪われ、国内市場でも脅威を受けているという、国際貿易および国内市場の問題点の根本原因も、結局は、国内での生産と販売上の問題点から生じてくるのである。これは、ちょうど、祁紅運銷委員会設立提案の認識と一致している。1932年にドラゴニが各地茶業を視察した時には、茶の生産技術上の不十分さを中心として個別的に述べられていた中国茶業の問題が、ここにきてようやく技術専門家の側からも体系的に述べられるに至った。そして、中間商人である茶棧に根本的な責任を帰するこの議論は、茶棧にとってはどうも認められないものであり、茶棧の利害の代弁人であった陳翊周がこうした考えに激しい非難をあげていたことは、すでにみたとおりである。

認識がかくのとおりであるとすれば、次に祁紅運銷委員会設立提案はいかなる救済方法を提起するのか。提案の「辦法」をみてみよう。

(1)政府は祁紅運銷委員会を組織する。

ここでいう政府とは、中央政府たる国民政府のことでなく、地方政府である省政府、とくにこの場合は安徽省政府のことである。

(2)委員会は銀行に交渉して借金し、政府が保証する。

(3)借りた資金は委員会が低利で茶号に貸し付け、茶生産農民の茶を購入させる。

(4)茶号が購入した茶は、指定地点まで運び、委員会が販売を代わって行ない、売価から借金の元金と利息を返済する。

37) 呉覚農・胡浩川「中国茶業復興計画」1935年、65-66ページ。

- (5)貸し付けは茶号を対象としているから、茶号は登記を行なわねばならない。委員会に登記しない者は購入製造を許さない。登記の資格は、資本金3,000元以上で200箱以上製茶する者を合格とする。
- (6)茶号が委員会から借金するには委員会指定の紹介者を必要とする。
- (7)委員会は、上海に祁紅運銷総処（祁門紅茶運輸販売総事務所）を、茶産地に辦事処（事務所）を、外国に推銷処（販売所）を設ける。
- (8)茶の等級の標準を確定し、価格も画一化する。
- (9)茶号が委員会から借金しているかいないかにかかわらず、製造された茶はすべて委員会が販売を代わって行なう。
- (10)茶の検査は、上海検驗局が人を派遣して生産地で行なう。合格証を發給して箱に入れ、明示する³⁸⁾。

すでに文面から明らかであるように、安徽省政府が中心となって組織する祁紅運銷委員会は、流通過程から茶棧を完全に排除して、従来茶棧が行ってきた金融、運輸、販売の機能を果たそうというのである。これによって、茶号利益の増大、茶品質の標準化がめざされていた。ここでは3つの点に注意したい。

まず第一に、委員会はこの政策を実施するにあたっていかなる勢力との協力を考えているか、という問題である。生産者としての農民にいさ言及されていないことから明らかなように、農民に対しては茶号の救済が波及して効果を及ぼすことが期待されていたのであって、農民は直接の救済対象ではない³⁹⁾。直接の対象は茶号である。そして、茶号に対する金融のために、1920年代から1930年代にかけて錢莊にかかわって勢力を伸ばしつつあった銀行の協力が必要とされた。また、品質を標準化するために、商品検驗局の検査は必須であった。つまり、従来の流通過程からただ茶棧だけを排除し、他の勢力はそのまま温存

38) 「茶業技術討論会」87-88ページ。

39) 農民に対する救済は、合作社普及によってなされるはずであった。祁紅運銷委員会設立提案は合作社には言及していないけれども、提案者の一である祁門茶業改良場の前身、安徽省立茶業改良場によって、祁門南郷平里村に合作社が作られ、活動していたことに注意しておきたい。運銷委員会と合作社は、祁門茶業改良場を中心とする人々の、茶業救済および改良のための両輪なのである。なお、祁門における紅茶生産合作社育成政策については別稿において考察する。

して、自らの政策のうちに組み入れようとしたのである。茶棧の排除が、従来茶棧と結びついて茶の流通過程に勢力を占めていた船運業者や銭荘の排除でもあったことはいうまでもない。

第二に、委員会はいかにして従来からの存在であった茶号を組織化しようとしているのか。茶棧が申票による貸し付けという金融によって茶号の製造した精茶を自らの流通機構にひき入れたのちがって、運銷委員会は安徽省政府という権力を使って、辦法(6)にみられるように、すべての茶の販売を一手に握ってしまった。このために行なわれたのが茶号の登記である。登記は登記専員とされた委員会委員⁴⁰⁾によって行なわれた。資格となった資本金3,000元以上、精茶製造実績200箱以上という条件は、1934年度の祁門全県茶号153の平均製造数226箱⁴¹⁾からすれば、中級以上の茶号にしてはじめて可能であった。したがって委員会が組織化しようとした茶号は、茶号全体の中でも中級以上の茶号であったことがわかる。単なる政府の権威だけでは実効をもたないこの時代において、委員会の統制を可能にしたのが、従来の茶棧による貸し付けよりはるかに低利の貸し付けであった。茶号が委員会の政策に応じたのは、主としてこのためだったといってもよい。委員会の側では、貸し付けを求めて群らがる茶号に対し、保証人を要求した。そして、保証人となったのは、現地の有力茶号の経理が大部分⁴²⁾であった。つまり、委員会は低利貸し付けという手段により茶号をひきよせ、製茶実績という資格基準で中級以上の茶号を選び、現地有力茶号の保証という人間関係⁴³⁾で、茶号を自らの機構にくみ入れたのである。

第三に、外国商人に対しては特別言及されてはいない。辦法(7)をみれば、外

40) 祁門の登記専員は安徽省建設庁科長であった夏慶英である。彼は運銷委員会委員であった。「工作報告」附録三、各報消息7ページ。

41) 「祁門紅茶」52ページ。

42) 祁門の登記茶号128、借り入れ茶号121の保証人は、廖伯常(常信祥の経理)29件、謝步梯(4つの茶号の経理)36件、陳楚材(恒馨祥の経理)21件、と有力茶号(すべて300箱以上の製造実績)で占められた。「工作報告」25-32ページ。

43) 登記のための審査委員会は、祁門県長、祁門県商会主席、茶業公会主席、当地の声望ある茶業専門家、により構成されていた。ここでも、現地有力者が組織化されていることがわかる。「工作報告」41ページ。皖贛紅茶運銷委員会紅茶茶号登記規則第十条。

国に推銷処を設けて直接に輸出することをめざしていたかのようにも読みとれるが、委員会の第一の目的が茶棧を排除し、茶棧にとってかわることにあることを考えると、洋行をはじめとする外国商人に対しては、従来どおりの取引を認め、その存在を前提としていたと考えられる。それは、委員会による中国茶業の不振の原因認識が、主として国内要因、それも流通機構の問題が、生産の問題をも引き起こしているといった点に求められており、外国商人については特別言及されていないことにも表われている。このような、中国経済の問題点をまず、国内要因に求めることは、この当時の技術専門家、とりわけ全国経済委員会に集まった技術専門家に、強くみられる特徴であった。そして、全国経済委員会の技術専門家たちは、ふつう、生産技術上のたちおくれを問題にすることが多く、また政策上の提言としても、第一に外国のすすんだ技術の研究、第二に中国での生産実態の調査、をとりあげることが多いのである⁴⁴⁾が、茶業の場合、技術専門家の一部、とくに祁門茶業改良場に集まった人々は、たんに生産技術の改良、茶業の場合、茶樹の栽培研究や茶の製造の研究、にとどまらず、すすんで、茶業不振の根本原因を流通過程における茶棧の存在にもとめ、その排除と革新を政策としても試みたところに特色があったのであった。ただ、その場合でも、外国からの中国経済への作用にはふれないという特徴は共通している。いわば、祁紅運銷委員会提案の問題への取りくみ方は、流通過程における技術的問題点をさぐり出し、その技術的改良を行なうという方法であったように思われるのである。茶棧の存在が排除されねばならぬのは、それが効率的流通の技術的たちおくれを体現する存在だったからである。茶棧による農民や茶号の搾取が問題なのは、それによって農民や茶号の生活が苦しくなるといった心情的理由によるのではなく、まさにそれによって、茶号や茶農の資金蓄積およびそれによる生産の技術的改良を妨げ、商品の標準化を妨げているところに問題があるのである。こうした立場にたつ提案が、外国商人に対し

44) 拙稿、全国経済委員会の成立とその改組をめぐる一考察、「東洋史研究」第40巻第4号、昭和57年3月、130、141-143、146-148ページ。

て言及していないばかりか、むしろその存在を前提にしていたことは、ある意味では当然であった。

したがって、施克剛が厳しく批判したような、外国商人に対する態度の弱さは、祁紅運銷委員会設立提案がもっている、中国経済の問題点とその改良に対する技術専門家たちの認識、技術主義的な認識、に根本的に伴っている性質であり、流通過程を問題にしたこの提案といえどもその性質を免れえなかったのである。茶棧の利害を代弁する陳翊周は、政府の主導による外国への直接輸出を提案したが、それは茶棧にとって第一の問題が外国茶との競争、あるいは外国商人の独占している国際的な流通機構、であったからであった。すでにみたように、茶棧は、自らを中国茶業の運命を代表する存在とみなし、国内流通機構上で茶号と利害一致するものと考えていた。それゆえにこそ、ぎゃくに、外国商人による流通上の問題点もよく見えたはずである。ただ、外国商人との間の取り引きを続けていくために、直接に外国商人を攻撃することは避けた。自らの目前の利害のために、自ら改革することはせず、かわって政府が主導して直接輸出を行なうことを求めたのである。自らの営業をやっていくための利害と、中国茶業を代表していると思こんでいることから生じる中国茶業全体についての利害とが分裂している。祁紅運銷委員会設立提案にとっては、外国商人の問題は茶業不振の副次的な原因でしかありえなかった。外国推銷処の設置計画も、提案の構想の中では、二次的なものでしかなかったのである。

注意せねばならぬことは、祁紅運銷委員会設立提案が、流通過程から茶棧排除をめざしていたものの、流通過程における茶棧の存在意義を十分認識していなかったように思われる点である。もしも、外国商人である洋行の存在を前提にするのであれば、それとの取り引き慣行に委員会自身が習熟せねばならない。これは一朝一夕にできるものではない。さらに茶棧は申票の振り出しによって、茶以外の商品の流通手段をも提供していたのであった。この二点における茶棧の存在意義の過小評価が、のちに祁紅運銷委員会を妥協に追いやることになる。

当然のことながら、この提案は茶業技術討論会で茶棧代表たちの激しい反発

を引き起こした。茶の金融・運輸・販売に関する提案を審査する第3組はこの提案に「茶棧は祁紅の茶号に資金を貸し付け、茶の代理販売をすることに60年の歴史を有している。各茶号の歴年の茶棧に対する債務は計算できないほどである。もしも断乎として、茶号と茶棧の関係を切り離すのであれば、茶棧のすべての債権はあてがなくなり、必ず全部が破産する。そのうえ茶棧はみな、茶業の経験ある人材に富んでいて、一律に仕事を失わせしめることは、政府が茶業に対して行なうことの本来の意図ではない」⁴⁵⁾と意見をつけた。そして、全体会議は「安徽建設庁が提案した祁門運銷の方法を原則的に通過させる。ただし、輸出茶商(すなわち茶棧)の失業と債務とに留意すべきである」⁴⁶⁾と決議したのであった。

諸社会勢力を国民政府による経済建設に結集せしめる場であった全国経済委員会の主催する討論会は、こうして、茶棧勢力と安徽省建設庁官僚および祁門茶業改良場の技術専門家との決裂を避けた。その結着は、政策の実施過程の中で2つの勢力の対立と結着にゆだねられたのである。

IV お わ り に

茶業技術討論会で提案の原則的通過をみた安徽省建設庁は、茶業関係者の賛同が得られたものと考え、政策を実施し始めた。

すでに、1936年1月、安徽地方銀行を設立し⁴⁷⁾、資金的準備を整えていた安徽省は、2月、茶棧による貸し付け中止により茶号救済をはかろうとしていた江西省⁴⁸⁾と語り、3月22日「皖贛(安徽江西)紅茶運銷委員会章程」と「1936年度業務計画綱要」を公表した⁴⁹⁾。それによれば、1936年度には祁門紅

45) 「茶業技術討論会」83ページ。

46) 同上84ページ。

47) 安徽地方銀行は、金融を調節し、省や県の地方的建設事業を援助し、金庫制をすすめ、硬貨を法幣に兌換するために、資本金200万円で、1936年1月16日、開業した。中国銀行経済研究室編「中華民國二十六年全国銀行年鑑」1937年、C18ページ。

48) 「工作報告」3ページ。

49)50) 同上4-7ページ。

茶6万箱に対し毎箱30元を貸し付ける。必要資金180万円のうち、50万円は安徽地方銀行と交通銀行が貸し付け、残りは委員会の紹介により他の銀行が貸し付ける。また委員47名も決定された⁵⁰⁾が、すべて両省の建設官僚、祁門茶業改良場の技術者、全国経済委員会の技術専門家で占められた。ついで、4月1日、安徽省安慶で成立大会が開かれ、茶号の登記が始められる⁵¹⁾。祁門では128の茶号が登記され、月利8厘(0.8%)で約88万円が貸し付けられた⁵²⁾。

予想外の急激な進展に上海茶棧は当然反発した。ここから新聞紙上をにぎわす論争⁵³⁾が始まる。4月15日、茶棧は①推銷組(販売組)は茶棧の經理を、②手数料はもとどおり2%、③茶の提単(貨物運送契約書)は推銷組に渡すこと、④販売事項はすべて推銷組に、という4項目要求を出す⁵⁴⁾。そして、上海市商会、上海工商代表中華工業總連合会常務委員錢承緒を通じて、安徽省政府に圧力をかけたのである⁵⁵⁾。4月23日には申票の兌換停止が実施され⁵⁶⁾、これが結局、安徽省政府を妥協に追いこんだ。5月4日、安徽省政府と上海洋莊茶業公会はそれぞれ会議を開き、①委員会の上海運銷總処推銷組主任に茶棧源豐潤經理鄭鑑源採用、②申票の兌換再開が決定され⁵⁷⁾、1936年度は、委員会による貸し付けと茶棧代表による洋行への販売という両者の妥協で結着したのである。

この結果は、外見的には委員会の敗北であった。申票の兌換停止自体は委員会の運営に支障となる性質のものではない。しかし、その影響が上海を中心とする商工業界全体に及び、上海市商会等が動き出すに及んでは、委員会が自らを貫ぬくことはできなかった。ここに、茶棧勢力の存在意義を過小評価した委員会の認識の限界が表われている。ただ、茶棧との妥協を、茶棧代表の委員会組織(推銷組主任)へのとりこみという形で処理したところに、少なくとも委員

51) 同上5ページ。

52) 同上9-17、25-32ページ。

53) 主な記事は、同上附録三各報消息にまとめられている。

54) 同上附録三各報消息5ページ(申報4月21日)。

55)56) 同上附録三各報消息4-6、12-13、16-18ページ(申報4月21日、大公報4月30日、申報・大公報5月5日)。

57) 同上附録三各報消息16-18、19-21ページ(中報・大公報5月5日、申報5月14日)。

会による統制政策の形式的成功をみることができよう。

ことがらは施克剛のとらえ方とはちがっている。第一に、統制政策の主体は銀行勢力ではなくて、祁門茶業改良場を中心とする技術専門家ならびに建設官僚である。皖贛紅茶運銷委員会委員の構成および祁紅運銷委員会設立案にみられる茶業不振の原因認識が技術専門家のそれと一致していること、がそれを示している。第二に、統制政策をめぐる紛糾は、銀行対茶棧の争いではなくて、技術専門家から成る委員会と茶棧との争いである。この時期の中国では、銀行は茶棧にも、また建設を行なう省政府にも貸し付ける存在である。委員会が錢莊ではなく銀行を資金的後だてとしたことは大きな意味をもっているが、それは委員会が銀行による中国経済変革の意図を体現しているという意味においてではなく、技術的改良志向をもつ委員会が、より近代的な経済組織とみえた銀行を利用して、技術的におくれた非近代的経済部分を改変しようとしたという意味、および中国経済の中で銀行がそこまで成長してきたという意味においてである。茶棧も銀行も、そして技術専門家たちも、ともに、西洋の経済や文化の波が中国社会にうちよせるフリンジ (fringe 縁) に棲み、内地の中国経済・文化と西洋の経済・文化とを媒介する存在である。茶の流通において、100年近くの歴史をもつ古いフリンジ勢力 (茶棧) に対して、1930年代によく成長してきた新しいフリンジ勢力 (技術専門家たち) が試みた変革、この一つの局面が祁門紅茶運銷統制政策であったといえるのではなからうか。